

J A 糸島行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 平成33年3月までに、年次有給休暇取得促進の取り組みを実施する
(職員全員の年次有給休暇の取得率を50%以上とする)

《対策》

平成30年4月～ 年次有給休暇の取得状況の調査、取得促進への取り組みの検討を行う。

平成30年4月～ 職員アンケート等を利用した実態調査の実施

平成30年4月～ 各種会議、職場内文書等を活用した周知・啓発の実施。

目標2 平成33年3月までに、産前産後および育児休業に関する制度や支援策についての
規程や法令等の内容をリーフレットにて周知し、働きやすい職場環境の整備を図る

《対策》

平成30年4月～ 育児・介護休業規程とその内容（利用できる措置）の周知方法検討

平成30年5月～ リーフレット（職場内文書等）を活用した周知・啓発の実施

以後、法改正や規程の改定の都度同様に周知を行う

目標3 平成33年3月までに、職員全員の所定外労働時間を1人当たり年間120時間未満
(月平均10時間未満)とし、ワークライフ・バランスへの取り組みを行う。

《対策》

平成30年4月～ 所定外労働の原因と分析等を実施する。

平成30年4月～ 管理者との協議を行い、所定外労働削減への取り組みを実施する。

(業務分担、事務効率化、能率向上、ノー残業デー、労使協議等)

平成30年4月～ 各種会議、職場内文書等を活用した周知・啓発の実施。